解散公告

当社は、平成二十五年一月二十九日開催の株主総会の決議により、平成二十五年二月二日付にて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

兵庫県朝来市新井七七三番地

株式会社日林マテリアル

代表清算人　原　直道

解散公告

当社は、株主総会の決議により、平成二十五年一月十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

平成二十五年二月五日

和歌山県有田郡有田川町大字大賀畑三二三番地二九五

株式会社ユーラスエナジー瀬山

代表清算人　坂本　元靖

解散公告

当社は、平成二十五年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

愛媛県松山市三番町四丁目五番地一四

有限会社クローバー

代表清算人　田中　哲也

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

福岡県直方市大字山部八一〇番地四〇

Qステーツ合同会社

清算人　岩尾　一豊

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

福岡県直方市大字山部八一〇番地四〇

一般社団法人QS

代表清算人　岩尾　一豊

解散公告

当社は、平成二十五年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

宮崎県宮崎市中津瀬町一一〇番地二

いずみ建設コンサルタント有限会社

清算人　出水　操

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月二十七日開催の社員総会の決議により、平成二十四年十二月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

埼玉県深谷市田中二〇六五番地

社団法人埼玉県稚蚕共同飼育安定資金協会

代表清算人　島村　功作

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

東京都世田谷区経堂二丁目一二番九号

財団法人海音寺潮五郎記念館

代表清算人　末冨　千橿

解散公告（第一回）

当公社は平成二十五年一月二十一日付で神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

神奈川県足柄上郡中井町比奈窪五六番地

中井町土地開発公社

清算人　早野　茂

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十二月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

鹿児島県志布志市有明町伊崎田八二一二番地三

農事組合法人南九州茶生産組合

清算人　徳丸源一郎

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年一月十日沖縄県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月五日

沖縄県宮古島市平良字西里一八六番地

宮古島市土地開発公社

清算人　安谷屋政秀

配当公告

北海道滝川市幸町三丁目四番二〇号

破産者　北央管材株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所滝川支部平成二十四年（フ）第三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

（一般債権）　金七三、四二三、三四三円

一、配当をすることができる金額

（一般債権）　金一九、一三四、四三二円

平成二十五年二月五日

北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階

破産管財人　丸山　健

配当公告

山形県酒田市北沢字鷹尾山一番地の六

破産者　株式会社庄内東信グリーンビジネス

右の者に対する東京地方裁判所平成二十四年（フ）第七六九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、九九四、二五九、〇五四円

一、配当することのできる金額

金二三、二〇六、一三七円

平成二十五年二月五日

東京都千代田区神田神保町二丁目三番一号

破産管財人　弁護士　武田　昌邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市太田町国見字壱本塚一七八番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙橋　孝二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

秋田県大仙市大曲栄町八番五号阿部・草薙法律事務所

相続財産管理人　弁護士　草薙　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字伊佐沼五〇四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大橋美喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月五日

埼玉県川越市元町一―八―三三藤田ビル二階

相続財産管理人　磯部　静夫

第３期決算公告

平成25年1月29日

東京都東久留米市滝山五丁目22番19号

株式会社　藤和ライフ

代表取締役　上島　正樹

貸借対照表の要旨

（平成24年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	66,522
	固定資産	916
	合計	67,439
負債及び純資産の部	流動負債	64,656
	株主資本	2,782
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,217
	その他利益剰余金	△2,217
	（うち当期純損失）	(4,117)
	合計	67,439